

松江市立図書館サービスステーション設置運営規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 22 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 9 号

松江市立図書館サービスステーション設置運営規則

松江市立図書館サービスステーション設置運営規則

(設置)

第1条 松江市総合文化センター改修工事に伴う松江市立中央図書館臨時休館中における代替サービスを実施するため、松江市立図書館サービスステーション（以下「図書館サービスステーション」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館サービスステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
イオン松江サービスステーション	松江市東朝日町 151 番地
スティックサービスステーション	松江市白瀧本町 43 番地

(休所日及び開所時間)

第3条 図書館サービスステーションの休所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に休所し、又は開所時間を変更することができる。

(1) 休所日

- ア 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
- イ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ウ 毎月最終金曜日（休日に当たるときは、その前日。ただし、12月については年末年始休所日の前日（水曜日の場合は、その前日））

(2) 開所時間

名称	開所時間
イオン松江サービスステーション	午前10時から午後7時まで
スティックサービスステーション	午前10時から午後6時まで

(所掌事務)

第4条 図書館サービスステーションにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

(1) イオン松江サービスステーション

- ア 予約資料（本・DVD等）の所外貸出
- イ 資料（本・DVD等）の返却
- ウ 利用登録
- エ 利用者カードの再交付
- オ 配送貸出の受付
- カ 資料（本・DVD等）の寄贈及び寄託の受付

(2) スティックサービスステーション

- ア 所内閲覧

- イ 所外貸出及び返却
- ウ 利用登録
- エ 利用者カードの再交付
- オ 配送貸出の受付
- カ 資料（本・DVD 等）の寄贈及び寄託の受付

（雑則）

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（この規則の失効）
- 2 この規則は、令和 5 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。
（松江市立図書館規則の一部改正）
- 3 松江市立図書館規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3 略 <u>（休館日の特例）</u> 4 <u>図書館の休館日に関する第 3 条の規定の適用については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に限り、松江市立中央図書館にあっては、同条を適用せず、休館とし、松江市立島根図書館及び松江市立東出雲図書館にあっては、同条第 1 号中「火曜日」とあるのは「水曜日」とする。</u>	附 則 1～3 略